

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月27日
【会社名】	トーア再保険株式会社
【英訳名】	The Toa Reinsurance Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 野口知充
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地の5
【電話番号】	03(3253)3171(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 第1チームリーダー 丸山哲治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地の5
【電話番号】	03(3253)3171(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部 第1チームリーダー 丸山哲治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 427,680,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	648,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 また、当社の株式を譲渡により取得するには、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない旨、定款に定めております。

- (注) 1. 平成28年6月28日(火)開催の定時株主総会決議及び平成29年2月24日(金)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	648,000株	427,680,000	
一般募集			
計(総発行株式)	648,000株	427,680,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
660		1株	平成29年3月17日(金)		平成29年3月17日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
4. 払込期日までに後述の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書に係る第三者割当は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
トーア再保険株式会社 総務部	東京都千代田区神田駿河台三丁目6番地の5

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 神田駅前支店	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
427,680,000	250,000	427,430,000

(注) 1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算であります。

2. 発行諸費用の概算額の内訳はアドバイザー手数料及び書類作成費用であり、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

当該自己株式の処分につきましては、後記割当予定先の選定理由に記載のとおり、当社の経営基盤の強化及び安定等を目的とするものであり、設備拡充等を直接の目的とした資金調達ではありません。このため、上記の差引手取概算額427,430,000円につきましては、平成29年3月18日以降の保険金支払原資として、流動性、安全性及び収益性に配慮した資産運用資金に充当します。なお、当面の資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

(注) 以下の割当予定先の概要は、平成29年2月27日現在のものです。

名称	丸全昭和運輸株式会社	
本店の所在地	神奈川県横浜市中区南仲通二丁目15番地	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第114期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月29日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第115期第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日 関東財務局長に提出 事業年度第115期第2四半期 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日 関東財務局長に提出 事業年度第115期第3四半期 (自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月13日 関東財務局長に提出	
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

名称	株式会社大東銀行	
本店の所在地	福島県郡山市中町19番1号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第111期 (自平成27年4月1日至平成28年3月31日) 平成28年6月24日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第112期第1四半期 (自平成28年4月1日至平成28年6月30日) 平成28年8月10日 関東財務局長に提出 事業年度第112期第2四半期 (自平成28年7月1日至平成28年9月30日) 平成28年11月22日 関東財務局長に提出 事業年度第112期第3四半期 (自平成28年10月1日至平成28年12月31日) 平成29年2月10日 関東財務局長に提出	
出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の数	583,000株
	割当予定先が保有している 当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

名称	株式会社ニヤクコーポレーション	
本店の所在地	東京都江東区冬木14番5号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第99期 (自平成27年7月1日至平成28年6月30日) 平成28年9月29日 関東財務局長に提出	
出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の数	363,000株
	割当予定先が保有している 当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(2) 割当予定先の選定理由

保険業界では、1990年代後半以降、料率自由化等の推進、少子高齢化の進展による元受マーケットの成熟化等の事業環境の変化を受け、保険会社同士の合従連衡や、海外進出等を積極的に展開する等、生き残りをかけた各種対応を進めております。

このような環境の中、当社の株主である損害保険会社の多くが合併を経験したことにより、当社に対する議決権割合が上昇する結果となり、これを一定程度に制限する必要があるとの認識から、自己株式の取得を行ってきました。

しかしながら、資本の有効活用といった観点からは、自己株式を保有し続けるのではなく、第三者割当を行っていくことにより、当社が必要とする資金を取得する一方、株主の分散化を図っていくことは当社経営の安定化にも資するとの判断から、近年、当社に対する議決権割合が低い既存株主との株式の相互保有の拡大に向けた協議を進めるとともに、新規株主の獲得に取り組んでまいりました。

なお、当社は株式に譲渡制限を付していることから流動性が低いことに鑑み、公募ではなく第三者割当とすることといたしました。

平成28年6月の株主総会において決議された第三者割当による自己株式処分の方針に基づき、新規の株主の開拓を進める中で、当社の株主でもある取引先金融機関からの紹介を受けて丸全昭和運輸株式会社及び株式会社大東銀行と協議を重ねた結果、それぞれの経営基盤に資することを目的とした株式の相互保有を行うことにつき相互に合意したため、同社を割当予定先としております。

また、当社が従来より長期にわたり株式を保有してきた会社と面談を重ねた結果、株式会社ニヤクコーポレーションと経営基盤の強化及び安定化を目的とした株式の相互保有を行うことにつき相互に合意したため、同社を割当予定先としております。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当予定数(当社普通株式)
丸全昭和運輸株式会社	454,000株
株式会社大東銀行	151,000株
株式会社ニヤクコーポレーション	43,000株
合計	648,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭で確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先に対して本自己株式処分の払込みに対する財産の存在について、以下の内容で確認しております。

丸全昭和運輸株式会社及び株式会社大東銀行の直近の四半期報告書(それぞれ平成29年2月13日及び10日提出)並びに株式会社ニヤクコーポレーションの直近の有価証券報告書(平成28年9月29日提出)に記載の現預金等の状況を確認した結果、本自己株式処分の払込みについて問題はないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

丸全昭和運輸株式会社及び株式会社大東銀行は、東京証券取引所第一部上場会社であり、会社の履歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であります。当社は、東京証券取引所のホームページにより、当社が提出しているコーポレートガバナンス報告書において反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について確認しております。したがって、当社は当社及び同社役員若しくは子会社又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないものと判断しております。

また、株式会社ニヤクコーポレーションより、当社及び同社の役員若しくは子会社又は主要株主が反社会的勢力と関係を有していない旨の確約書を受領しております。また、当社がインターネット検索サイトを利用し反社会的勢力との関わりを調査した結果においても、当社について反社会的勢力等との関わりを疑わせる情報は検出されませんでした。したがって、当社は当社及び同社役員若しくは子会社又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本自己株式処分により割り当てられる当社株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本自己株式処分における処分価格は660円といたしました。

当社は非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないため、以下の方法により処分価格を決定いたしました。

平成28年3月末現在の貸借対照表上の純資産の部合計(109,673百万円)から、その他有価証券評価差額金(47,258百万円)及び配当金(930百万円)を控除した額を、同時点の発行済株式総数(自己取得株式6,978,000株控除後、93,022,000株)で除して算出しております。なお、円未満は切捨てて円単位としております。

当社は、当該方式は会計監査人による監査を受けた直近の財務諸表に基づいて算出されたものであり、算定方式として客観性があり合理的であると判断しております。なお、類似業種比準方式につきましては、国内唯一の再保険専門会社として比較できる同規模・同業態の上場会社がないことから、採用いたしませんでした。

当該方式の妥当性については、平成27年11月に中本総合法律事務所の中本攻弁護士に確認した結果、非上場株式の第三者割当の処分価格または相対取引における売買価格の決定方式に確立された方法がないなかでは、他の売買価格の決定方法と比較しても妥当であるとの回答を得ております。

以上のことから、当社は、本株式の発行価格(660円)は特に有利な金額には該当しないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分による発行数は、丸全昭和運輸株式会社において454,000株、株式会社大東銀行において151,000株、株式会社ニヤクコーポレーションにおいて43,000株であります。これらの発行済株式総数(100,000,000株)に占める割合は、丸全昭和運輸株式会社において0.45%、株式会社大東銀行において0.15%、株式会社ニヤクコーポレーションにおいて0.04%であります。また、これらの本自己株式処分後の議決権数(94,836,000個)に占める割合は、丸全昭和運輸株式会社において0.48%、株式会社大東銀行において0.16%、株式会社ニヤクコーポレーションにおいて0.05%であります。以上のとおり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
損害保険ジャパン日本 興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	13,560	14.40	13,560	14.30
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 28番1号	10,090	10.71	10,090	10.64
三井住友海上火災保険 株式会社	東京都千代田区神田駿河台 三丁目9番地	8,000	8.49	8,000	8.44
株式会社三菱東京UF J銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	7,963	8.45	7,963	8.40
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁 目2番1号	7,900	8.39	7,900	8.33
富士火災海上保険株式 会社	東京都港区虎ノ門四丁目3 番20号 神谷町MTビル	4,800	5.10	4,800	5.06
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁 目5番5号	4,611	4.90	4,611	4.86
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁 目1番2号	4,507	4.79	4,507	4.75
明治安田生命保険相互 会社	東京都千代田区丸の内二丁 目1番1号	3,100	3.29	3,100	3.27
日新火災海上保険株式 会社	東京都千代田区神田駿河台 二丁目3番地	2,695	2.86	2,695	2.84
計		67,226	71.37	67,226	70.89

(注) 1. 平成29年2月27日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年2月27日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数648,000株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3. 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後5,164,000株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第77期)及び半期報告書(第78期中)(以下、「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年2月27日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月27日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

臨時報告書(平成28年12月27日提出)

1 [提出理由]

当社の株主であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社が、平成28年12月26日付で同社の子会社であるあいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社が保有する当社株式を買い取ったことにより、主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	8,540,000個	9.11%
異動後		
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,090,000個	10.77%

(注) 1. 「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成28年12月26日現在の総株主等の議決権の数93,702,000個を基準に算出しています。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点第三位を四捨五入して表示しています。

(3) 当該異動年月日

平成28年12月26日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 5,000,000,000円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 100,000,000株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第77期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第78期中)	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月26日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

トーア再保険株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 澤 裕 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 羽 柴 則 央

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーア再保険株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、トーア再保険株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、トーア再保険株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

トーア再保険株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 裕 治指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 柴 則 央

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーア再保険株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月22日

トーア再保険株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤裕治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴則央

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月22日

トーア再保険株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤裕治指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴則央

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーア再保険株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第78期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トーア再保険株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。